

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

### 香川県公安委員会規則第25号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車を使用する者を通じて、別記様式第31号の緊急自動車運転資格審査申請書を警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センター（以下「<u>運転免許センター</u>」という。）に提出して行わなければならない。</p> <p>(限定解除審査の申請の手続)</p> <p>第46条 施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。ただし、前条の規定により技能審査合格証明書を添付する限定解除審査申請書の提出は、<u>警察本部交通部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u>（以下「<u>東かがわ運転免許更新センター</u>」という。）、<u>警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター</u>（以下「<u>小豆運転免許更新センター</u>」という。）又は<u>警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u>（以下「<u>善通寺運転免許更新センター</u>」という。）に行うことができる。</p> <p>(条件解除の申出の手続)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定による申出は、<u>運転免許センター又は善通寺運転免許更新センター</u>（眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出にあっては、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター</u>）に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請をしている場合は、この限りでない。</p>	<p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車を使用する者を通じて、別記様式第31号の緊急自動車運転資格審査申請書を警察本部交通部運転免許課<u>運転免許センター</u>（以下「<u>運転免許センター</u>」という。）に提出して行わなければならない。</p> <p>(限定解除審査の申請の手続)</p> <p>第46条 施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。ただし、前条の規定により技能審査合格証明書を添付する限定解除審査申請書の提出は、<u>警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター</u>（以下「<u>運転免許東讃センター</u>」という。）又は<u>警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所</u>（以下「<u>運転免許小豆事務所</u>」という。）に行うことができる。</p> <p>(条件解除の申出の手続)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定による申出は、運転免許センターに、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請をしている場合は、この限りでない。</p>

3 前項本文の場合において、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出は、当該警察署長を経由して行うことができる。

(免許証の記載事項の変更届出の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番、丸亀警察署善通寺交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(免許証の再交付の申請の手続)

第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

(免許証の更新の申請の手続)

第70条 法第101条第1項の規定による更新申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については、当該警察署長を経由して行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、新たに自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害を生じた者及び四肢又は体幹の障害のため法第91条の規定により条件を付されている者でその障害の程度に変更が生じたことにより当該条件の変更を求めるものに係る同項の申請書の提出は、運転免許センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

3 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、小豆運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をい

(免許証の記載事項の変更届出の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、運転免許東讃センター若しくは運転免許小豆事務所又は警察署、さぬき警察署長尾交番、丸亀警察署善通寺交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(免許証の再交付の申請の手続)

第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

(免許証の更新の申請の手続)

第70条 法第101条第1項の規定による更新申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所に、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、新たに自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害を生じた者及び四肢又は体幹の障害のため法第91条の規定により条件を付されている者でその障害の程度に変更が生じたことにより当該条件の変更を求めるものに係る同項の申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

3 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、運転免許小豆事務所及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。）

う。)において行うものとする。

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出並びに三豊警察署及び観音寺警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者が行うその者が受けている全ての種類の免許の取消しに係る申請書の提出については、当該警察署長を経由して行うことができる。

## 2 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行う場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番、丸亀警察署善通寺交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

において行うものとする。

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所に、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出並びに三豊警察署及び観音寺警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者が行うその者が受けているすべての種類の免許の取消しに係る申請書の提出については当該警察署長を経由して行うことができる。

## 2 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書交付申請書の提出については運転免許小豆事務所に、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出を運転免許センター、運転免許東讃センター又は運転免許小豆事務所に行う場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、運転免許東讃センター若しくは運転免許小豆事務所又は警察署、さぬき警察署長尾交番、丸亀警察署善通寺交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付（再交付）申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

（運転経歴証明書の返納の手続）

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は交付を受けた者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

（免許証の返納等の手続）

第78条 法第107条第1項の規定による免許証の返納又は同条第3項の規定による免許証の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

（自動車等の運転の禁止に係る免許証の提出の手続）

第82条 法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

（国外運転免許証の交付申請の手続）

第83条 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は交付を受けようとする者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付（再交付）申請書により、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書再交付申請書の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

（運転経歴証明書の返納の手続）

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又は交付を受けた者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書の返納については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

（免許証の返納等の手続）

第78条 法第107条第1項の規定による免許証の返納又は同条第3項の規定による免許証の提出は、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う免許証の返納又は提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

（自動車等の運転の禁止に係る免許証の提出の手続）

第82条 法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の提出は、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う国際運転免許証等の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

（国外運転免許証の交付申請の手続）

第83条 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付申請書の提出は、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又は交付を受けようとする者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。